

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正を行うもの

施行予定日：平成31年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載が可能。
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能。
- 氏が変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏が変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏(一人一つ)の記載を希望する者は、住所地区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求め旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

新

印鑑登録証明書

印影	氏名	旧氏	
	生年月日		
	住所		
	備考		

この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明します。

年 月 日

神奈川県中郡二宮町長

印

旧

印鑑登録証明書

印影	氏名		
	生年月日	性別	
	住所		
	備考		

この印影は、印鑑登録原票に登録されている印影の写しに相違ないことを証明します。

年 月 日

神奈川県中郡二宮町長

印